



外国籍被拘禁者の基本的人権 (FNPs)

情報

1. 逮捕および抑留もしくは拘禁開始にあたり、その時に、あるいはその後即座に、その人が理解する言語で、その人の権利とその権利をどのように行使するのかについての情報を受け取る権利。(UN Principles 13-14, CoE Police 55)
2. 逮捕理由および罪について、被拘禁者が理解できる言語で情報を受ける権利。(ICCPR 14.3, UN Principles 10, EU2012 6)
3. 抑留に関して、自分の希望する人に知らせる権利。(UN Principle 16.1, CoE FNP 15.2, CoE Police 57, EU2012 4.2 c)
4. 拘置所の規則および被拘禁者の権利と義務に関する情報を、被拘禁者が理解できる言語で受ける権利。(UN Rec 4, SMR 54-55, EPR 30.1, CoE FNP 15.1)
5. 領事権に関して情報を受け、領事当局と連絡を取り、領事の訪問および領事の支援を受ける権利。(VCCR 36.1 b-c UN Principles 16.2, UN Res (e), UN Rec 4, SMR 62, CAT 6.3, EU Charter 46, EPR 37.1, CoE FNP 24)
6. 出身国への移送の可能性に関して情報を受ける権利。(EPR 37.5, CoE FNP 15.3, CoE Transfer 4.1, EU909JHA 6.4)

公正な裁判

7. 効果的な法的救済および公正な裁判を受ける権利。犯罪の訴追を受けたものは何人も、法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利。(ICCPR 14, UDHR10-11.1, ECHR 6, EU Charter 46-47)
8. 刑事裁判において法的支援を受ける権利。(ICCPR 14.3 d, SMR 61, UN Principles 17-18, EPR 23, CoE FNP 21)
9. 法廷で使われる言語を被拘禁者が理解できないもしくは話すことができない場合に無料で通訳者の支援を受ける権利。(ICCPR 14.3 f, UN Principles 14, UN Res (c))
10. 法廷では平等に、不当な遅延なしに審理を受ける権利。(ICCPR 14.1, 14.3 c)
11. 司法もしくは他の当局が司法行政の利益のために他の決定をしない場合限り、未決審理保釈の権利。(UN Principle 39, CoE FNP 5)
12. 他の容疑者と同範囲の社会内処罰および処遇を考慮される権利。(UN Rec 2, UN Res (d), CoE FNP 4, 14.1)
13. 外国籍であるというだけの理由で、より重い施設内処罰あるいは粗悪な拘禁条件の対象にならない権利。(UN Res (b))

14. 早期釈放に対して十分な考慮を与えられる権利。(CoE FNP 6)

処遇

15. 慈悲と人間として生得の尊厳に対する敬意をもって処遇される権利。(ICCPR 10.1, UDHR 5, SMR 1, CAT 1-2, UN Basic Principles 1, ECHR 3, EU Charter 4, EPR 1)

16. 拷問または非人道的もしくは屈辱的処遇または刑罰から守られる権利。(ICCPR 7, UDHR 5, CAT 7, ECHR 3, EU Charter 4)

17. 外国籍被拘禁者の置かれた特別な状況と個人的ニーズを考慮したやり方で処遇される権利。(CoE FNP 3)

18. (出身国や言語などを理由とする場合も含めて) 差別を受けない、また差別に対する有効な保護を受ける権利。(ICCPR 26, UDHR 7, SMR 2, UN Principles 5, UN Basic Principle 2, EU Charter 21-22, EPR 13, CoE FNP 7)

19. 他の被拘禁者が受けるのと同じヘルスケアおよび治療プログラムを受ける権利。(EU Charter 35, CoE FNP 31)

20. 思考、良心および宗教の自由、そしてそれを礼拝や順守で明示する自由の権利。(ICCPR 18.1, UDHR 18, SMR 65-66, UN Basic Principles 3, UN Rec 3, EU Charter 10.1, EPR 29, CoE FNP 30)

21. 被拘禁者の文化的または宗教的感性が不快にならないような衣服を着用し、身体衛生を維持し、文化的および宗教的条件を考慮した食事を受ける権利。(UN Rec 4, CoE FNP 18,19)

22. 被拘禁者のプライバシーや家庭生活および通信文通に対する不法な介入を受けずに家族や友人と定期的に(面会も含めて)接触する権利。(ICCPR 17, UDHR 12, SMR 58, UN Rec 5, EU Charter 7, EPR 24, CoE FNP 22)

23. 拘置所で通訳および翻訳の便を利用でき、意思疎通を容易にするために言語を学ぶ可能性を与えられる権利。(SMR 61.2, EPR 38.3, CoE FNP 8, 29.1)

24. 教育、仕事および職業訓練をその国の国籍を保有する被拘禁者と同じように受けられる権利。(UN Rec 1, SMR 4.2, 71, EPR 26, 28, CoE FNP 27.1, 29)

25. 中央拘置所管理部や司法当局その他の適切な当局に要請および苦情を、検閲なしに、認められたルートを通じて申請する権利。(SMR 56, UN Rec 4, EPR 70)

社会復帰

26. 社会へ釈放されたときの準備をするための更生と社会的リハビリテーションを目的とした処遇を受ける権利。(ICCPR 10.3, SMR 4, EPR 6, 107, CoE FNP 9, 29.2, 35)

27. 釈放後の法的地位と状況に関して、できるだけ早く情報を受ける権利。(CoE FNP 35.2 a)

28. 死刑、拷問、その他非人道的もしくは屈辱的処遇または刑罰の対象となる深刻なリスクのある国への国外追放、送還（「ルフールマン」）もしくは引き渡しから守られる権利。（UDHR 14, CAT 3, EU Charter 19.2）
29. 他国への移送に関する決定に際して、被拘禁者の合意と社会的融合を考慮してもらう権利。（UN Transfer 1, CoE Transfer 4, CoE FNP 10）
30. 釈放後の社会復帰への援助および支援を受けるために、外部機関と関係を構築する権利。（SMR 107-108, 81, EPR 107, CoE FNP 37, CoE Probation 64）

国際連合

- 世界人権宣言（UDHR）
- 市民的および政治的権利に関する国際規約（ICCPR）
- UN 拷問禁止条約（CAT）
- 被拘禁者処遇最低規則（SMR Mandela Rules）
- 領事関係に関するウィーン条約（VCCR）
- 外国籍被拘禁者の移送に関するモデル合意（UN Transfer）
- 被拘禁者取扱いのための基本原則（UN Basic Principles）
- あらゆる形態の抑留または拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則（UN Principles）
- 外国籍被拘禁者の取扱いのための勧告（UN Rec）
- 国連決議 1998/22 刑事裁判における外国市民の地位（UN Res）

欧州評議会

- ヨーロッパ人権条約（ECHR）
- 欧州拘置所規則（EPR）
- 外国籍被拘禁者に関する勧告(2012)12（CoE FNP）
- 刑を言い渡された者の移送に関する条約（CoE Transfer）
- 勧告 CM/Rec(2010)1 保護観察規則（CoE Probation）
- 勧告 Rec(2001)10 警察倫理の欧州規範（CoE Politics）

欧州連合

- 欧州連合基本権憲章（EU Charter）
- 評議会枠組み決定 2008/909/JHA（EU909JHA）
- 刑事裁判における通訳および翻訳の権利にかかわる指令 2010/64（EU2010）
- 刑事裁判における情報の権利にかかわる指令 2012/13（EU2012）